

2021

6

NO.237

「税と暮らしを考える」広報誌

えどがわきた

発行：一般社団法人
江戸川北青色申告会
〒132-0021
江戸川区中央 1-2-18
TEL03 (3656) 0621
FAX03 (3656) 1104

会計ソフトを始めませんか？

会計ソフトには日々のコツコツとした入力が必要で
始めるにはこの時期が最適！正しく入力することで65万円もしくは
55万円の青色申告特別控除を目指すことができます。
まずは当会へお電話でご予約ください。

当会使用会計ソフト：ツカエル青色申告オンライン(クラウド版)
使用料(指導料込)：13,200円(税込)/年
帳簿印刷サービスとセットでお申し込みの場合：**16,000円(税込)/年**

※ご利用にはインターネット環境が必要となります。
※ソフトのご購入=65(55)万円控除が確保された訳ではありません。
定期的なご相談にお越しください。

500円お得!

お忘れなく!!

給与の支払いがある方へ

上半期分の源泉相談※は

6月28日(月)~7月12日(月)です。

- ・相談時間は一回30分間となります。
- ・必ず事前にお電話にてご予約ください。

【持ち物】

- ・前年の源泉徴収簿、納付書
- ・今年の源泉徴収簿
- ・扶養控除等異動申告書
- ・源泉所得税の徴収高計算書(納付書)

源泉所得税の徴収高計算書
(納期の特例用)

当誌が郵送(DM便など)で届いている方へ

「青色アプリ」を登録いただいている場合、**次号7月号から当誌がご自宅へ送付されなくなります。** 毎号青色アプリにて誌面をご確認ください。

※紙媒体の送付をご希望の場合は、お手数ですが事務局までご連絡ください。
※郵送以外の方は、アプリ上で「会報誌の配布不要」を選択された場合でも、当面の間配布されます。

新型コロナウイルスの影響により国税の納付が困難な方へ

猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

要件（換価の猶予）

- 1 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
- 2 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- 3 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
- 4 納付すべき国税の納期限から6か月以内（注）に申請書が提出されていること。

（注）既に滞納がある場合や滞納となつてから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

※ **原則、担保は不要**です（担保の提供が明らかに可能な場合を除く。）。

内容（猶予が認められると）

- 1 原則として**1年間納税が猶予されます**（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- 2 **猶予期間中の延滞税が軽減**（注）されます。
（注）通常 年8.8%→軽減後 年1.0%（令和3年中の利率）
- 3 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。



（申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2）

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。（裏面をご参照ください。）



事務局相談者数

4,714件

（2021年3月31日時点）

税理士代理送信

出向数 延69名

送信件数 2,420件

（所得税・消費税含む）



▲4月22日（木）確定申告報告会にて

確定申告期の決算相談は、多くの会員の皆様からご利用ご相談がありました。

また「東京税理士会江戸川北支部」の税理士の先生方による「e-Tax代理送信」も行われ、前年を上回る送信件数となりました。

事務局移転後初の決算相談となりましたが、大きな混乱もななく進める事ができました。ご協力頂いた皆様ありがとうございました。

令和2年分決算相談報告

新規入会者説明会
事業主として知っておきたいこと

4月19日（月）・20日（火）・21日（水）の3日間、事務局3階におきまして新規入会の方を対象とした説明会を開催しました。

説明会では帳簿を付ける前に事業主の皆さまに知っておいていただきたいことや、申告会の利用方法についてお話をしました。

今回は新会館となつてから初の説明会で、会場も広いスペース

◀今後のスケジュールを説明



入を確保できた事もあり、3日間で総勢25名と多くの会員様にご参加いただく事ができました。

今回の開催は**6月9日（水）・10日（木）・11日（金）の3日間**を予定しております。お手数ですがお電話にてご予約ください。皆様のご参加をお待ちしております。



▶少人数で聴きやすい雰囲気です

帳簿の印刷はお済みですか？

帳簿はその年の翌年3月15日の翌日から7年間、**紙ベース**で保存する必要があります。特に会計ソフトを使用されている方ご注意ください。

当会推奨の「ツカエル青色申告」をご利用の方は**「帳簿印刷サービス」**をお申込みいただけます。

※お申込み用紙は当会にご 있습니다。印刷代を添えてお申込みください。

【帳簿印刷サービス 料金】
 ・300ページ以内：3,300円（税込）
 ・301ページ以上：5,500円（税込）

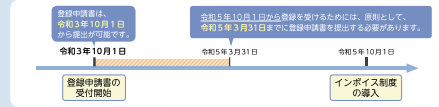


事業者の方へ 消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から 登録申請書 受付開始!

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。

制度導入までのスケジュール



登録事業者になる事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。
※ 登録申請については法人番号を有する事業者の方は「T」や法人番号、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、**e-Tax**をご利用
いただくと手続がスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

【飲食店等を対象】「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(4/12～5/11実施分)」について

- 1 対象期間
令和3年4月12日から令和3年5月11日まで
- 2 支給額
中小企業等 一店舗当たり68万円から600万円

【飲食店以外の中小企業等を対象】「休業の協力依頼などを行う中小企業等に対する支援金(4/25～5/11実施分)」について

- 1 対象期間
令和3年4月25日から5月11日まで
- 2 支給額
1店舗あたり34万円
緊急事態措置期間開始の令和3年4月25日から5月11日までの間、全面的に協力した場合(17日間)
なお、やむを得ない理由で4月25日からの取組の開始が間に合わず、令和3年4月27日から5月11日までの間、全面的に協力した場合(15日間)は、一店舗あたり30万円
※ポータルサイトの開設時期や申請受付期間、申請方法等は決定次第、都ホームページにて公表されます。

お問い合わせ
東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター
(電話番号03-5388-0567 9時から19時まで毎日)

専門家による 無料相談会のお知らせ

6月より再開!

税理士無料相談会

東京税理士会江戸川北支部の
税理士先生と個別に
税に関する相談が行えます。

相談日

6月 2日(水)
7月 7日(水)
8月 4日(水)
9月 1日(水)

予約時間

① 10:00
② 11:00
③ 13:00
④ 14:00
⑤ 15:00
⑥ 16:00

ご予約ください
TEL 03-3656-0621



司法書士無料相談会

司法書士先生と
個別に相談が行えます。
事業継承や相続登記のご相談に!

相談日

6月 8日(火)
7月 13日(火)
8月 10日(火)
9月 14日(火)

予約時間

① 10時台
② 11時台
③ 13時台
④ 14時台
⑤ 15時台

※相談時間は30分毎となります。



会員・準会員・専従者さまですと..

- アフラックのがん保険・医療保険が団体割引保険料でお申込みいただけます。
- すでにご契約いただいている場合、団体割引保険料に変更できます。

(一社) 江戸川北青色申告会担当 募集代理店 吉田保険サービス

フリーダイヤル ☎ 0120-777-596


江戸川都税事務所からのお知らせ

6月は固定資産税・都市計画税第1期分の納期です(23区内)

固定資産税・都市計画税(23区内)の納税通知書は、6月1日(火)に発送します。
なお、郵便局の配達状況により、発送からお手元に届くまで1週間程度かかる場合がございます。


<納期限> 令和3年6月30日(水)

<ご利用になれる納付方法>

- ① 金融機関^{※1}・郵便局の  (ペイジー)対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング^{※2※3}
- ② パソコン・スマートフォン等からのクレジットカード納付^{※2※4}
インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払サイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)
詳しくは、[都税クレジットカードお支払サイト](#)をご覧ください。
- ③ スマートフォン決済アプリでの納付^{※2※5※6}

<利用可能なアプリ> au PAY、d払い、J-Coin Pay、LINE Pay、Pay B、PayPay、モバイルレジ

- ④ 口座振替^{※7}
- ⑤ 金融機関^{※1}・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ⑥ コンビニエンスストア^{※5}

- ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
※2 領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。
なお、都では独自に「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。
※3  (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書に限りです。
※4 1枚あたりの合計金額が100万円未満の納付書に限りです。
※5 1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書(バーコードがあるもの)に限りです。
スマートフォン決済アプリについては、アプリによって利用限度額が異なるため、利用できない場合があります。
※6 スマートフォン決済アプリの利用方法等の詳細については、主税局HPをご確認ください。
※7 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課(03-3252-0955 平日9時~17時)へお問い合わせください。



新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合には、申請により納税を猶予する制度があります。
詳しくは主税局HPをご覧ください。

固定資産税・都市計画税の納税には、安心・便利な口座振替をご利用ください。

口座振替の申込みは「都税Web口座振替申込受付サービス」が便利です。主税局HPの専用サイトから必要事項を入力することで手続きできます。詳しくは専用サイトをご確認ください。

[都税 Web口座振替](#)

口座振替依頼書による申込みも可能です。

ご希望の方は、主税局HPからダウンロードしていただく下記お問合せ先までご連絡ください。

<口座振替の問合せ先> 主税局徴収部納税推進課



都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 💡 いつでもどこでもスマホで簡単に納付ができます。
- 💡 スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



利用できるアプリ (令和3年6月1日時点)



注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局HPで詳細をご確認の上、ご利用ください。

▶▶事務局カレンダー



6月 2日	税理士無料相談会
6月 7日	青色ドック
6月 8日	司法書士無料相談会
6月 9日~6月 11日	新規入会者説明会
6月 15日~6月 18日	会計ソフト説明会
6月 25日	職員研修のため事務局休館

《お詫び》

ただ今、支援金関連のお問い合わせが殺到しており、お電話が繋がりにくい状態が続いております。皆さまにはご不便をお掛けし誠に申し訳ございません。何卒ご了承いただけますようお願い申し上げます。

《お知らせ》

令和3年度の会員旅行は中止となります。

予めご了承ください。